

議会基本条例 各区比較

	荒川区	板橋区	墨田区	杉並区	足立区
前文	○	○	○	○	○
目的	○	○	○	○	○
議会の活動原則	○	○	○	○	○
議員の活動原則	○	○	○	○	○
区民参加・意見要望	○	○	○	○	○
情報公開・議会広報	○	○	○	○	○
区長等との関係	○	○	○	○	○
議会事務局	○	○	○	○	○
政務活動費	○	○	○	○	○
他の条例との関係	○	○	○	○	○
条例の見直し	○	○	○	○	○
会派	○	○	○	○	○
議長及び副議長		○	○	○	○
区長等による政策等の形成過程の説明	○	○	○		○
議会改革の推進	○	○			○
危機管理・災害対応		○	○		○
議会図書室		○	○		○
政治倫理		○	○		○
議員研修	○		○		○
議員活動の環境整備					○
議会の議決事件	○	○		○	
委員会活動・討論		○	○	○	
議員定数	○	○		○	
定義		○	○		
基本理念			○	○	
本会議の質問及び答弁			○	○	
本会議及び委員会の公開・傍聴			○	○	
議決責任・説明責任		○	○		
区長等の反問権及び反論権		○	○		
専門的知見の活用	○	○			
通年議会	○		○		
政策立案及び政策提言		○	○		
議員報酬		○		○	
議員相互間の討議			○		
特別委員会の設置方針			○		
議会報告会		○			
執行機関の人事				○	
調査及び説明要求				○	
全員協議会	○				
議会の機能強化	○				
交流及び連携の推進	○				
議会施設				○	
財政措置			○		